

仕 様 書

- 1 業 務 名
地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター
産業廃棄物処理委託業務
- 2 履行場所
奈良県総合医療センター(奈良県奈良市七条西町2丁目897-5)
奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森保育園
(奈良市六条西四丁目6番30号)
- 3 奈良県総合医療センターおよび奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森における基本情報
 - ・奈良県総合医療センター
病床数：462床(稼働病床数)
 - ・奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森
保育定員：60名
保育日：月曜日～土曜日(年末年始・日・祝日を除く)
- 4 契約期間
令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日
- 5 作業日及び作業時間
日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後5時までとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 6 業務の概要
地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター(以下「奈良県総合医療センター」という。)および奈良県総合医療センター院内保育所こじかの森(以下「院内保育所」という。)から排出される産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除いたものをいう。以下「廃棄物」という。)を奈良県総合医療センターから中間処理施設等へ運搬し、処分が完了するまで適正に処理する。
この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)及び地方公共団体の定める条例を遵守し、関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。
- 7 廃棄物の種類および収集運搬回数
 - (1) 廃棄物の種類
 - ① 医療事業系非感染性廃棄物

種 別	荷 姿
ア 廃プラスチック類等	ポリエチレンゴミ袋梱包・バラ
イ 金属くず	ポリエチレンゴミ袋梱包・バラ
ウ ガラスくず及び陶器くず	ポリエチレンゴミ袋梱包・バラ
 - ② 上記以外のその他廃棄物
(空き缶、空き瓶、ペットボトル、病棟から出る軽微な調度品等)

種 別	荷 姿
ア 廃プラスチック類等	ポリエチレンゴミ袋梱包・バラ
イ 金属くず	ポリエチレンゴミ袋梱包・バラ
ウ ガラスくず及び陶器くず	ポリエチレンゴミ袋梱包・バラ
エ 工作物の除去に伴って生じた不要物	バラ

※リサイクル物について

- ・鉄くず、空き瓶のいわゆる専ら物についてはリサイクルとして回収。
- ・ペットボトルについても自社またはリサイクル業者と提携し、リサイクルするよう努めること。

(2) 収集運搬回数

契約締結後、個別に協議のうえ取り決める。なお留意点は以下のとおり。

※建物の構造上、コンテナ設置による回収は困難

※回収頻度は、廃棄物管理場所のスペースの都合上週3回程度を想定

※リサイクル回収の頻度についても、週3回程度を想定

8 予定排出数量

年間予定排出数量

医療事業系非感染性廃棄物 約 88 トン

その他廃棄物 約 53 トン

※上記の数量は予定量ですので、実際の排出量は増減します。

9 業務責任者の届出

受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届（様式1）を、委託者に届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

10 収集運搬車の仕様及び注意事項

- ① 収集運搬車は、許可を受けた産業廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物（別種目）を混載しないこと。

- ① 使用する運搬車両については、集積場の前に運搬車を停車するためには進入路の都合により2トン車程度である必要があるので留意すること。なお最小道路幅、高さは下記のとおり。

※最小道路幅約3m

※高さ3.5m未満

- ② 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- ③ 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ④ 収集運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 業務内容

(1) 廃棄物の収集・運搬

- ・受託者は、奈良県総合医療センター担当者および履行場所の責任者の確認を受けたのち、収集車に積み込み中間処理施設等へ運搬するものとする。
 - ・廃棄物の収集運搬は、原則週3回程度を目処に回収する。ただし、緊急の場合はその限りでない。
- また、リサイクル可能なものは廃棄物処理法に基づき、適正に処理すること。

(2) 廃棄物の中間処理

- ・受託者は、医療事業系非感染性廃棄物（可燃物）については、焼却施設により中間処理を行うものとする。医療事業系非感染性廃棄物（不燃物）および、その他の廃棄物については「廃棄物処理法」に定められた処理方法により、適正に処理するものとする。その後の残渣物についても、適正処分を行うこと。
 - ・中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように、適正に維持管理するものとする。
 - ・受託者は、その他の廃棄物を処理方法に応じ分別し、再利用できるものについては、再生利用事業者へ売却することができる。
- なお、個人情報情報が記録された廃棄物（記録媒体等）の適切な処理を確認するため、

当医療センター職員の立会の求めに応じること。

12 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後、廃棄物処理法に基づき、速やかに奈良県総合医療センターへ提出すること。なお、マニフェストの処理に関する運用は電子マニフェストとする。

13 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

14 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するよう努めるとともに、従事者への徹底を図るものとする。

15 履行確認

委託者は、業務履行確認のため廃棄物の収集・処理過程において同行確認する場合がある。その際は、委託者の求めに応じること。

15 請負代金の支払

受託者は、1ヶ月分の請求額をとりまとめ、速やかに奈良県総合医療センターへ請求書を提出するものとする。奈良県総合医療センターは処分の完了を確認後、収集運搬業者と処分業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

様式 1

産業廃棄物収集運搬処理業務委託
業務責任者選任（変更）届

令和 年 月 日

奈良県総合医療センター院長 殿

受託者
住 所

氏 名 印

下記のとおり選任（変更）しましたのでお届けします。

記

業務責任者の選任（変更）内容		
業務責任者の氏名 ふりがな		年 月 日生 (歳)
通常時の連絡先	電 話 () -	
緊急時の連絡先	電 話 () -	
業務責任者の選任（変更）期間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日	